

下水道使用料の改定について

(まちづくり懇談会説明資料)

令和4年8月
鷹栖町役場建設水道課

下水道使用料改定までの流れ

下水道使用料改定までの流れ 1

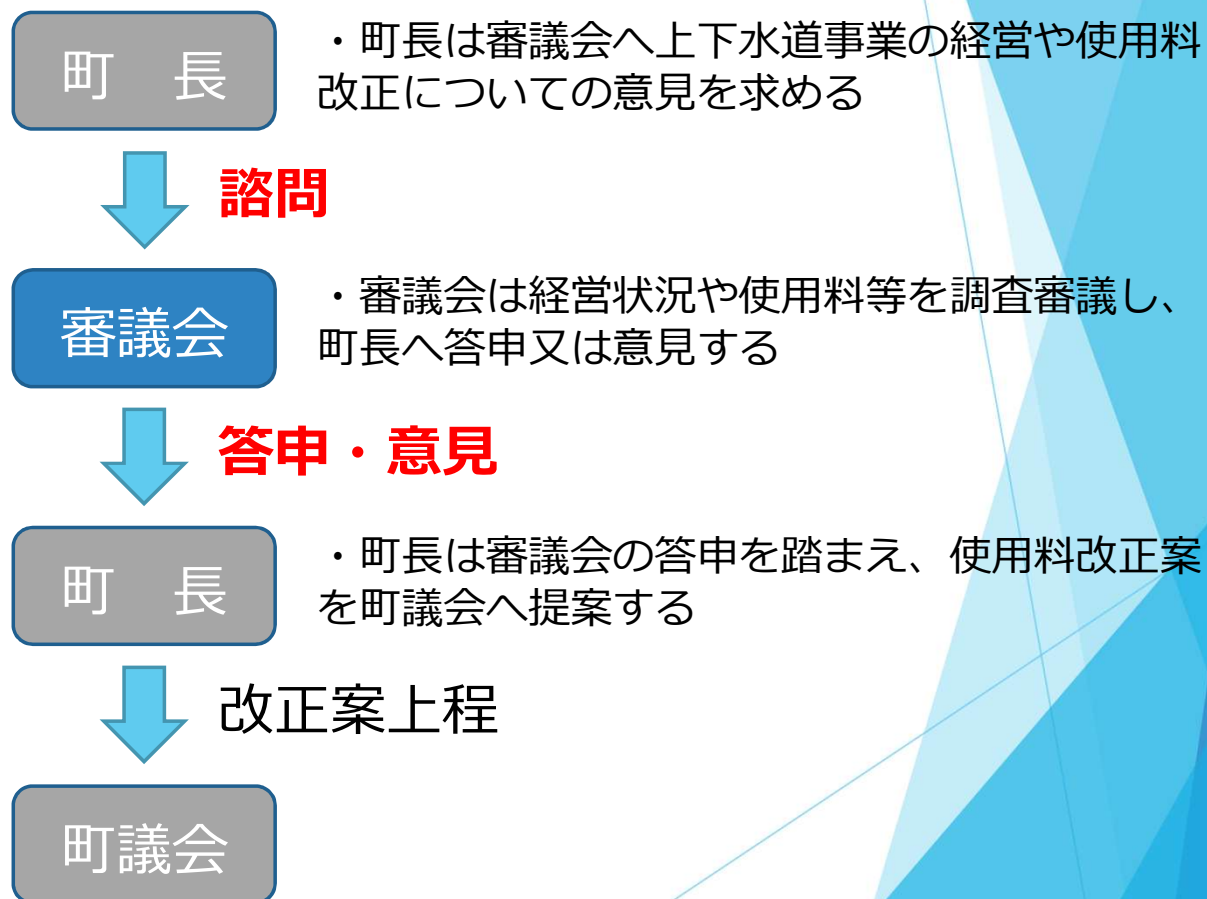
- ▶ 広報8月号掲載（令和3年8月）
- ▶ 諮問（令和3年10月25日）
- ▶ 第1回鷹栖町上下水道事業審議会（令和3年10月25日開催）
- ▶ 第2回鷹栖町上下水道事業審議会（令和3年11月29日開催）
- ▶ 第3回鷹栖町上下水道事業審議会（令和4年1月19日開催）
- ▶ 第4回鷹栖町上下水道事業審議会（令和4年2月15日開催）
- ▶ 答申（令和4年2月18日）
- ▶ 議員協議会（令和4年3月31日開催）
- ▶ まちづくり推進会議（令和4年4月6日開催）
- ▶ 広報5月号・鷹栖町ホームページ掲載（令和4年5月）
- ▶ 鷹栖地区・北野地区住民説明会（令和4年5月18・19日開催）

下水道使用料改定までの流れ 2

- ▶ 議員協議会（令和4年5月23日開催）
- ▶ 議員協議会（令和4年6月1日開催）
- ▶ 6月議会定例会改正案を上程（令和4年6月20・21日開催）
⇒ **否決**
- ▶ 議員協議会（令和4年7月21日開催）
- ▶ 7月議会臨時会改正案を上程（令和4年7月29日開催）
⇒ **可決**
- ▶ 鷹栖町ホームページ掲載（令和4年8月）
- ▶ まちづくり懇談会（令和4年8月30・31日開催）
- ▶ 広報9月号掲載予定（令和4年9月）
- ▶ **11月検針分（10月分使用料）から新使用料適用**

上下水道事業審議会とは？

上下水道事業の健全な運営を図るため、委員10人で組織され、町長の諮問に応じて**必要な調査審議を行い、町長に答申し、又は意見を具申する組織**



上下水道事業審議会での答申内容

答申事項

- 水道料金は、現行料金を据え置く
- 下水道使用料は健全な運営のために、**1 m³当たり156円まで引き上げる**

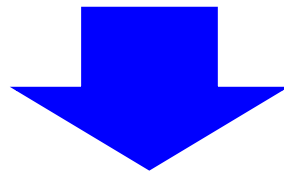
付帯意見

- **急激な使用料の値上げは、社会情勢もあり利用者への負担が大きく困難**
- 使用料及び一般会計からの繰入金は、段階的に見直していく必要がある
- 公平性の観点から、**大口使用者と小口使用者の負担格差の緩和を望む**
- 適正な水道料金及び下水道使用料の設定を視野に入れ、更に一層の効率的な管理運営を図り経費の節減と経営の健全化に努めること

議会の意見

当初案否決についての意見

- 公営企業会計への移行や減価償却費の計上は、改正理由にならない
- 値上げと同時に大口利用者（超過使用料51m³以上）のみが値下げになることに反対
- 住民説明が不十分
- 社会情勢の変化に対応するための、減免措置の必要性など議論が不十分



上記により、6月議会定例会において否決

下水道使用料改正案の見直し

区 分			現行使用料
家事用			
基本使用料		月額 8 m ³ まで	905円
超過使用料		1 m ³ につき	119円
家事用以外			
基本使用料		月額 8 m ³ まで	905円
超 過 使用料	9 ～20m ³	1 m ³ につき	119円
	21～50m ³	1 m ³ につき	157円
	51m ³ 以上	1 m ³ につき	210円
農事組合会館用			
基本使用料		年額	1,810円
使用料		1 m ³ につき	119円

格差緩和のため、51m³以上の値下げを行った

改正案 (当初)
1,248円
156円
1,248円
156円
166円
176円
2,496円
156円

51m³以上のみの値下げは理解が得られないため、据え置いた

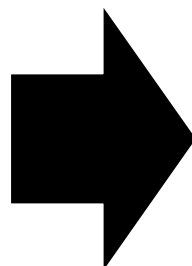
改正案 (見直し後)
1,248円
156円
1,248円
156円
166円
210円
2,496円
156円

上記改正案（見直し後）により、7月議会臨時会において可決

下水道使用料表（税抜き）

現行の使用料

区 分			現 行
家事用			
基本使用料		月額 8 m ³ まで	905円
超過使用料		1 m ³ につき	119円
家事用以外			
基本使用料		月額 8 m ³ まで	905円
超 過 使用料	9 ~ 20m ³	1 m ³ につき	119円
	21 ~ 50m ³	1 m ³ につき	157円
	51m ³ 以上	1 m ³ につき	210円
農事組合会館用			
基本使用料		年額	1,810円
使用料		1 m ³ につき	119円



改定後の使用料

区 分			新使用料
家事用			
基本使用料		月額 8 m ³ まで	1,248円
超過使用料		1 m ³ につき	156円
家事用以外			
基本使用料		月額 8 m ³ まで	1,248円
超 過 使用料	9 ~ 20m ³	1 m ³ につき	156円
	21 ~ 50m ³	1 m ³ につき	166円
	51m ³ 以上	1 m ³ につき	210円
農事組合会館用			
基本使用料		年額	2,496円
使用料		1 m ³ につき	156円

※家事用以外の超過使用料51m³以上は、据え置きとなります

一般家庭使用料の例（税抜き）

377円の値上がり

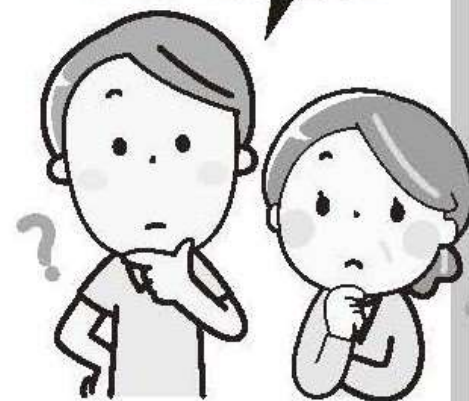
改定後		現行	
水道料金	1,760円	水道料金	1,760円
下水道料金	1,248円	下水道料金	905円
消費税	300円	消費税	266円
合計	3,308円	合計	2,931円

単身世帯の例



1人暮らし
月8mの使用

どう変わるの？
いつから変わるの？



877円の値上がり

改定後		現行	
水道料金	4,400円	水道料金	4,400円
下水道料金	3,120円	下水道料金	2,333円
消費税	752円	消費税	662円
合計	8,272円	合計	7,395円

4人世帯の例



月20mの使用

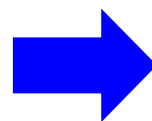
※毎月の請求は水道料金と下水道使用料を
合算した金額です。

下水道事業の公営企業会計への移行

令和4年度から公営企業会計へ移行

単式簿記（官公庁会計）

・収入と支出を現金が動いた時点で記録する
現金主義の会計方式



複式簿記（公営企業会計）

・収入や支出を含む全ての財産の増減の変化を、その発生時点で起業する発生主義を採用した会計方式

- 経営状況（損益情報・ストック情報等）の的確な把握等
- 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
- 分かりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上
- 職員の経営マインドの育成など

**必要な住民サービスを将来にわたって提供していくため、
経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る**

下水道事業の経営状況の見通し

収益的収支と資本的収支

収益的収支

・ 経常的な経営活動の収支

収 入

- 下水道使用料
- 補助金・負担金
- 長期前受金戻入等

支 出

- 維持管理費
- 污水处理費
- 減価償却費
- 支払い利息等

純利益

資本的収支

・ 建設改良事業等の収支

収 入

- 企業債
- 補助金・負担金
- 一般会計繰入金等

支 出

- 建設改良費
- 企業債償還金等

補填

損益勘定留保資金

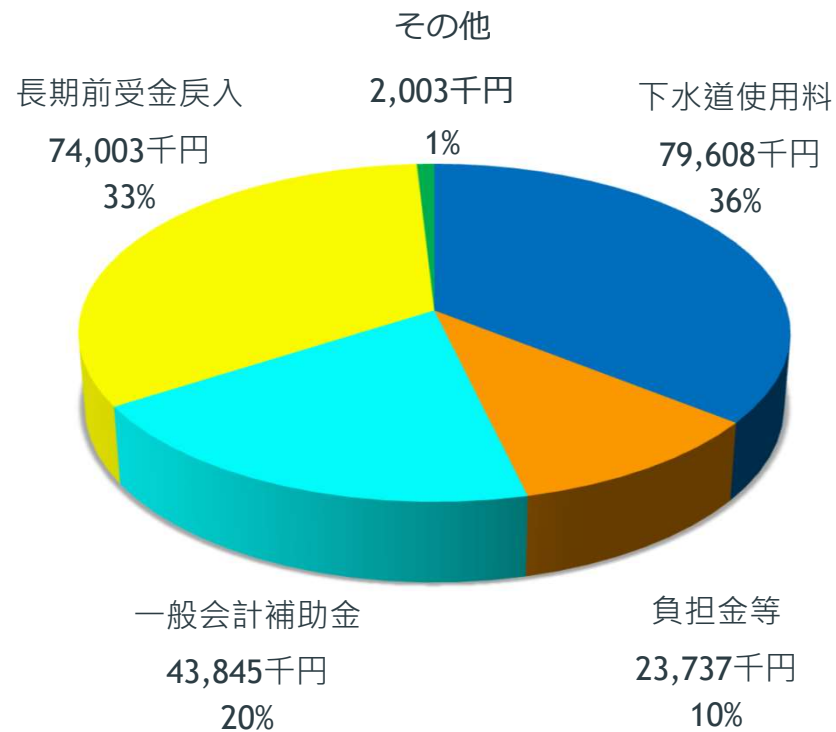
収益の収支計画

(単位: 千円)

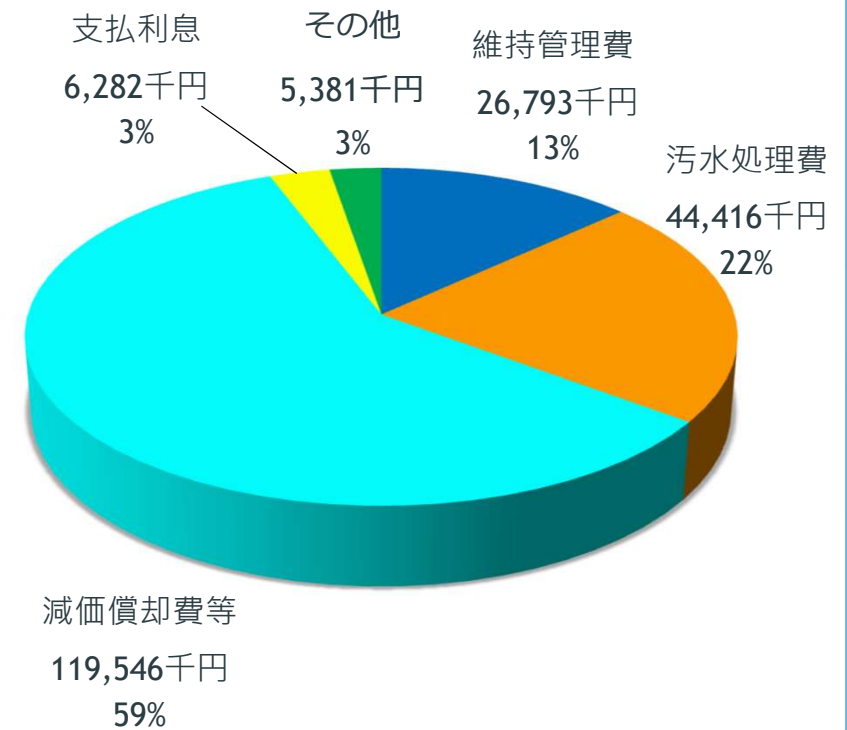
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
収 益 的 収 支	収 益 の 収 入	1 総 収 益	203,392	223,196	227,671	231,032	233,094	236,973	240,269	241,304	245,658	245,009
		(1) 営 業 収 益	65,500	79,608	78,961	78,314	77,509	76,703	75,898	75,093	74,288	73,480
		料 金 収 入	65,500	79,608	78,961	78,314	77,509	76,703	75,898	75,093	74,288	73,480
		(2) 営 業 外 収 益	137,892	143,588	148,710	152,718	155,586	160,270	164,371	166,211	171,371	171,530
		他 会 計 繰 入 金	55,134	54,866	54,610	54,382	54,168	53,981	53,815	53,681	53,566	53,566
		長 期 前 受 金 戻 入 (ウ)	68,184	74,003	79,233	83,321	86,252	90,972	95,085	96,904	102,023	102,024
		そ の 他	14,574	14,720	14,867	15,016	15,166	15,317	15,471	15,625	15,782	15,939
	収 益 の 支 出	2 総 費 用	194,518	202,418	209,787	216,631	221,478	228,480	235,206	239,402	247,523	248,138
		(1) 営 業 費 用	187,333	196,136	204,338	211,903	217,399	224,944	232,156	236,766	245,245	246,067
		減 価 償 却 費 (ア)	106,938	114,983	122,419	129,210	133,925	140,681	147,096	150,901	158,567	158,568
		資 産 減 耗 費 (イ)	4,563	4,563	4,563	4,563	4,563	4,563	4,563	4,563	4,563	4,563
		そ の 他	75,832	76,590	77,356	78,130	78,911	79,700	80,497	81,302	82,115	82,936
		(2) 営 業 外 費 用	7,185	6,282	5,449	4,728	4,079	3,536	3,050	2,636	2,278	2,071
		支 払 利 息	7,185	6,282	5,449	4,728	4,079	3,536	3,050	2,636	2,278	2,071
	3	収 支 差 引 (表 1) (a)	8,874	20,777	17,884	14,401	11,616	8,493	5,063	1,901	△ 1,865	△ 3,129

収益的収支グラフ

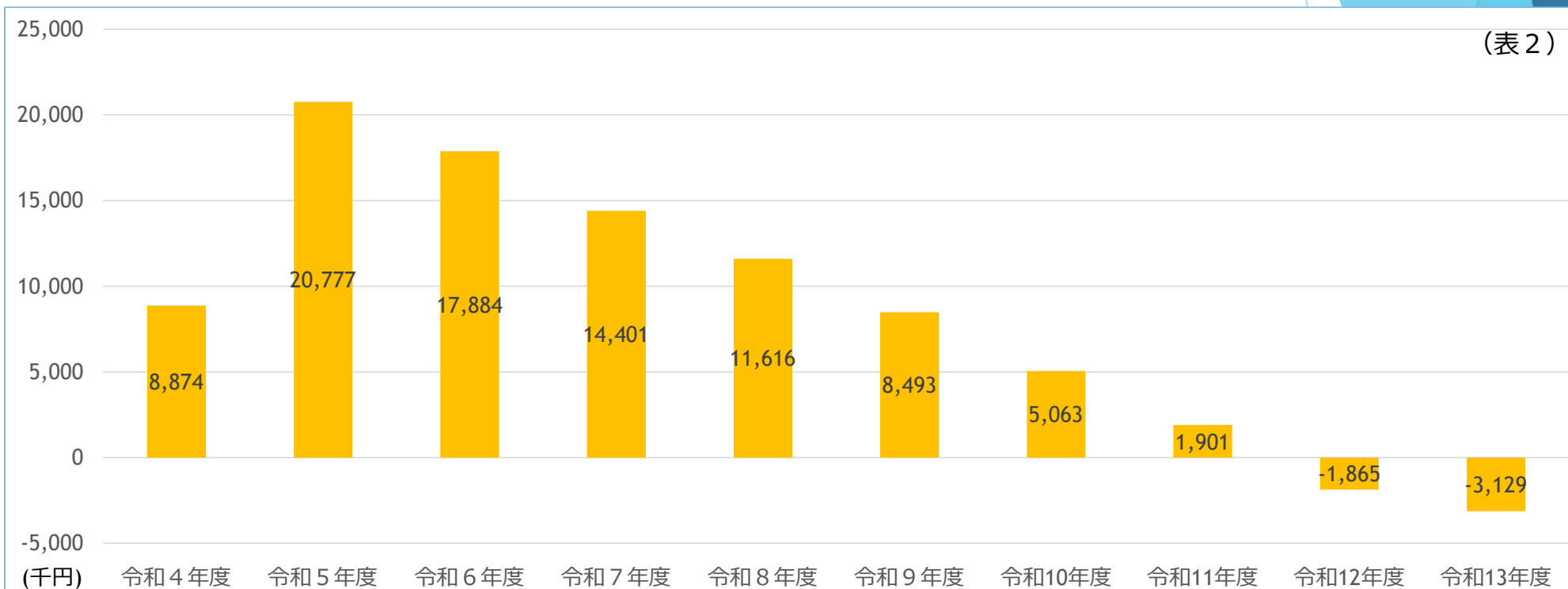
維持管理等に係る収入



維持管理等に係る支出

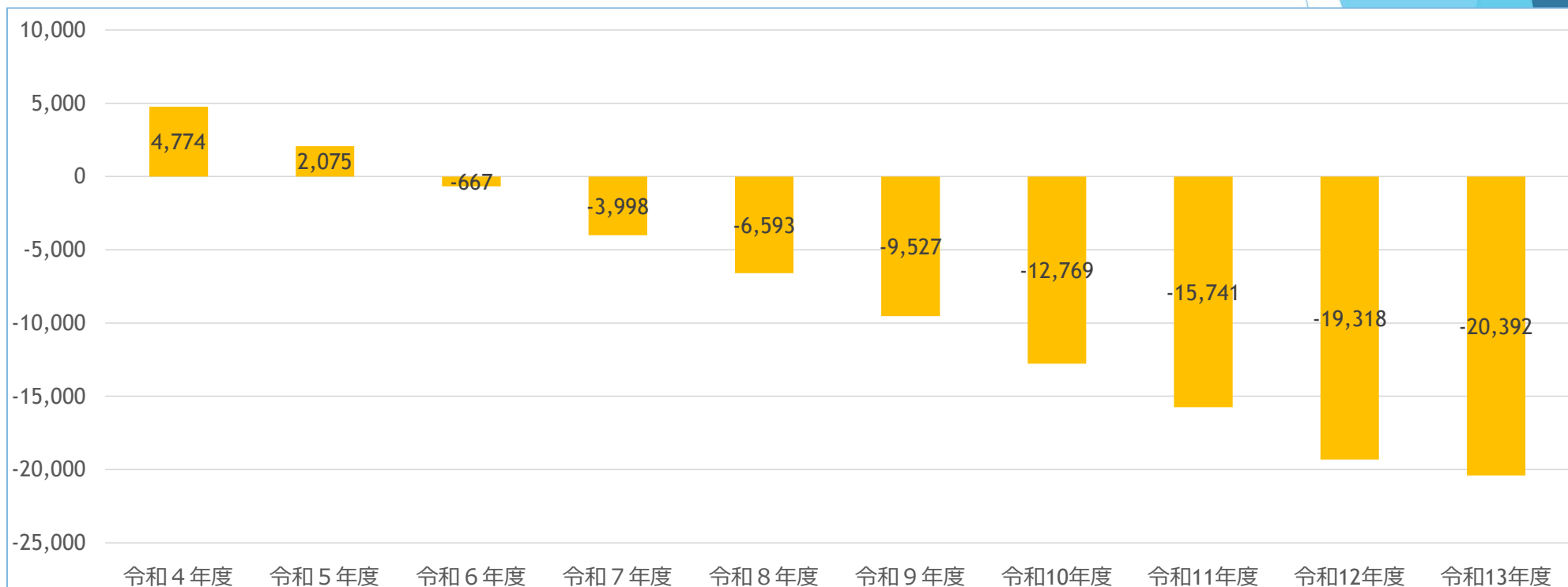


下水道事業収益の見通し（改定後）



使用料収入の減少や物価上昇により収益の減少が見込まれる

下水道事業収益の見通し（改定前）



現行の使用料収入だと令和6年度には資金不足が見込まれる

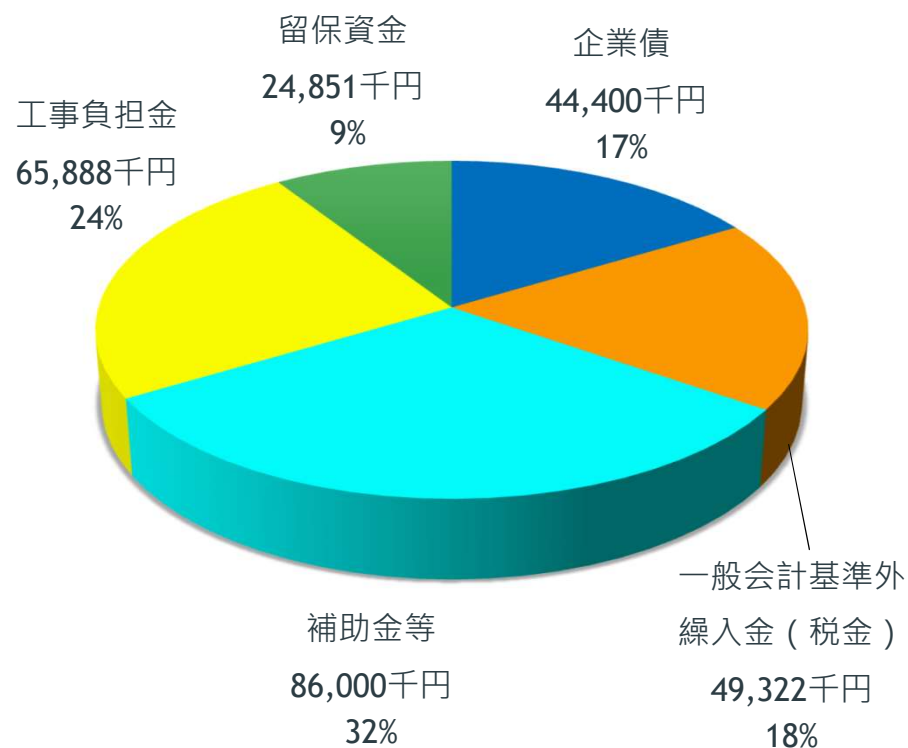
資本的収支計画・留保資金・繰入金

(単位:千円)

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的 収支	資本的 収入	1 資本的収入	235,155	245,610	169,583	168,441	245,897	251,485	302,426	348,370	380,083	342,096
		(1) 地方債	34,200	44,400	38,700	34,200	47,400	42,600	62,600	97,800	111,100	94,600
		(2) 他会計補助金	38,496	39,462	42,788	45,198	42,156	42,109	42,319	38,851	37,556	37,556
		(3) 国（都道府県）補助金	68,000	86,000	48,000	48,750	86,250	96,451	127,225	137,835	156,133	134,647
		(4) 工事負担金	94,459	75,748	40,095	40,293	70,091	70,325	70,282	73,884	75,294	75,293
	資本的 支出	2 資本的支出	246,065	270,461	197,626	201,818	274,459	326,256	389,155	431,530	476,953	431,172
		(1) 建設改良費（表2）	183,240	204,546	128,697	130,351	205,508	256,071	317,781	361,225	401,884	352,853
		(2) 地方債償還金	62,825	65,915	68,929	71,467	68,951	70,185	71,374	70,305	75,069	78,319
		3 収支差引 (b)	△ 10,910	△ 24,851	△ 28,043	△ 33,377	△ 28,562	△ 74,771	△ 86,729	△ 83,160	△ 96,870	△ 89,076
収支再差引 (a) + (b) (c)			△ 2,036	△ 4,074	△ 10,158	△ 18,976	△ 16,945	△ 66,277	△ 81,666	△ 81,259	△ 98,735	△ 92,205
損益勘定留保資金 (ア) + (イ) - (ウ) (A)			43,317	45,543	47,749	50,452	52,236	54,272	56,574	58,560	61,107	61,107
差引再差引(再掲) (c) (B)			△ 2,036	△ 4,074	△ 10,158	△ 18,976	△ 16,945	△ 66,277	△ 81,666	△ 81,259	△ 98,735	△ 92,205
損益勘定留保資金累計額残高(表3) 前年度(C) + (A) + (B) (C)			41,281	82,750	120,341	151,817	187,108	175,102	150,010	127,311	89,683	58,584
一般会計繰入金			111,500	111,500	111,500	111,500	111,500	111,500	111,500	111,500	111,500	111,500
うち 基準外繰入金(表4)			49,257	49,322	49,512	49,676	49,824	50,694	51,661	52,530	53,382	53,382

資本的収支グラフ

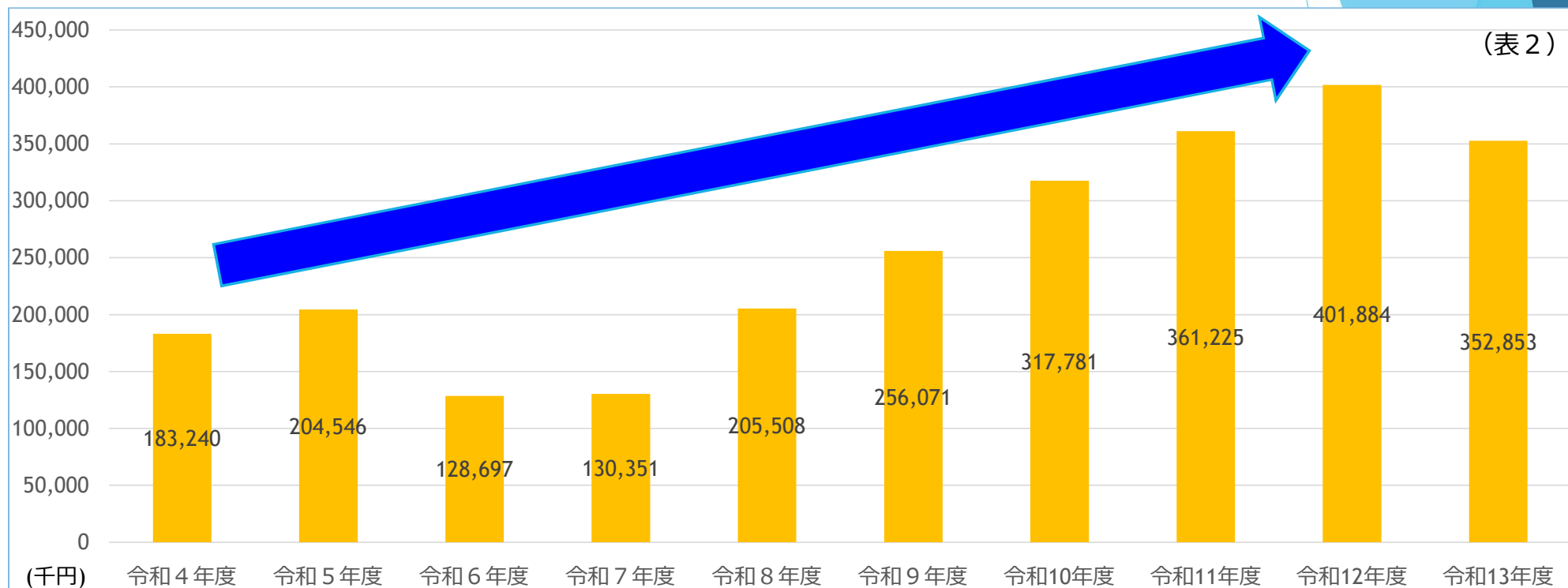
建設改良事業に係る収入



建設改良事業に係る支出

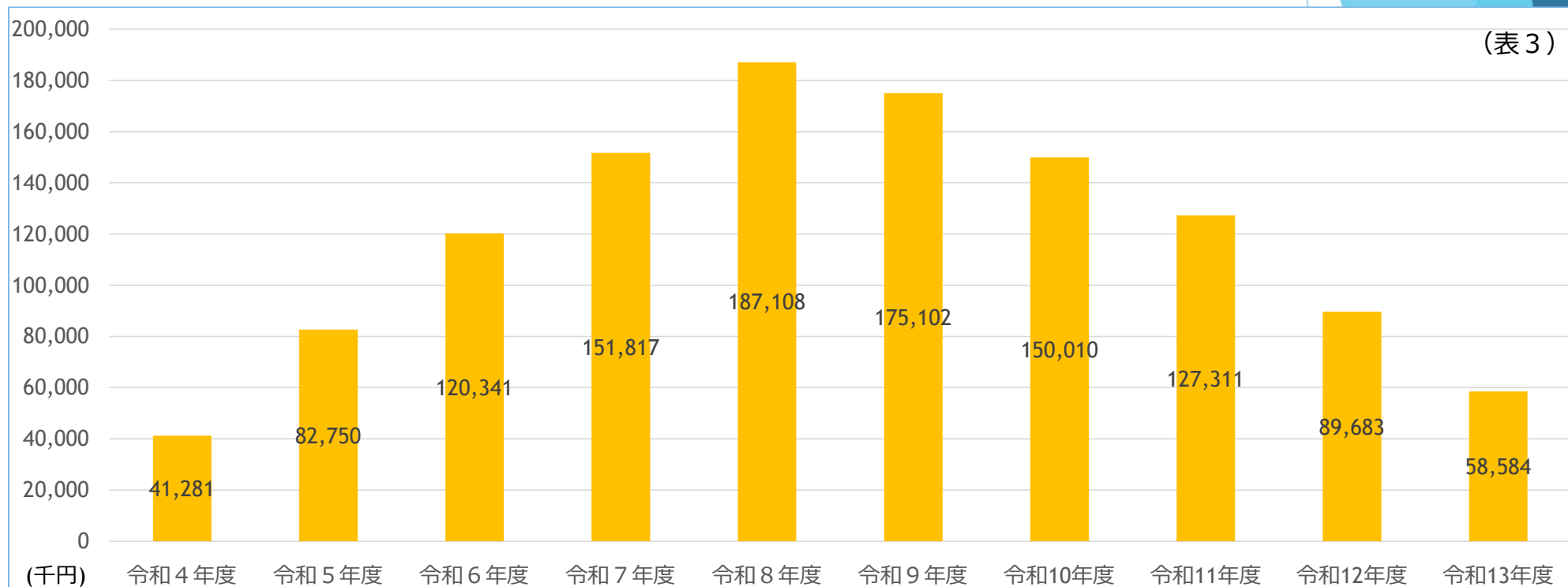


建設改良費の見通し



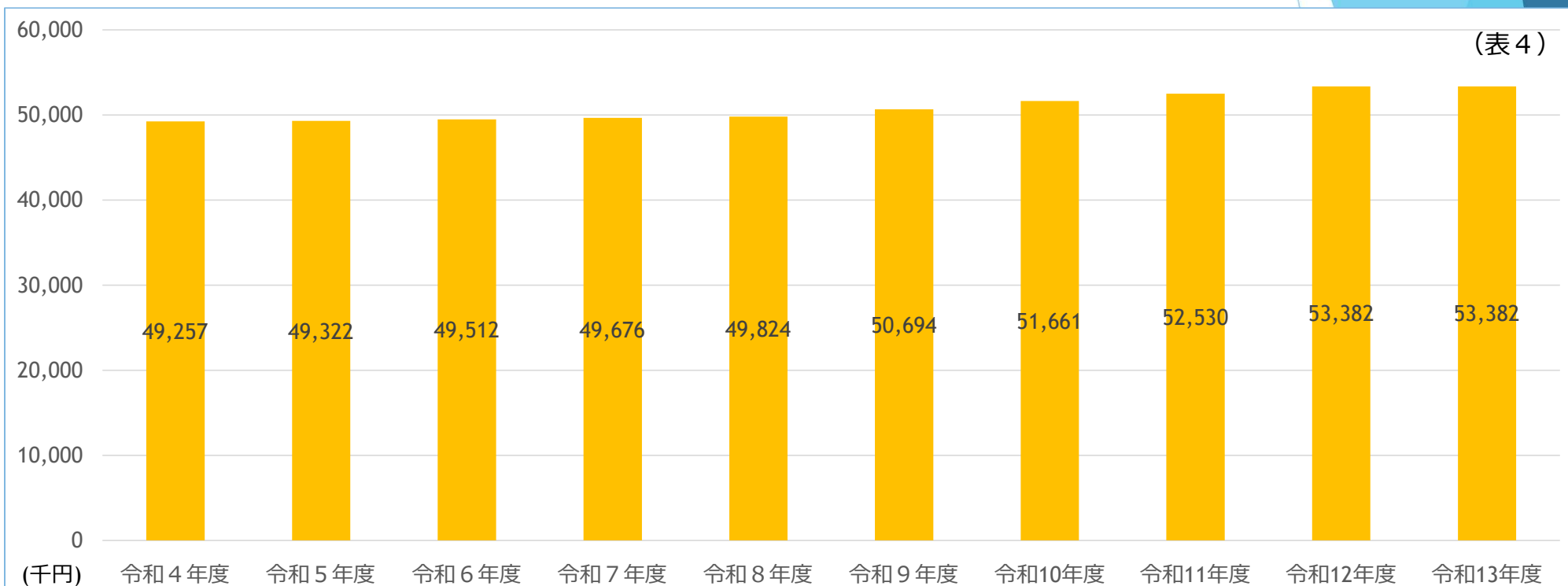
下水道施設の老朽化に伴う更新投資の増大が見込まれる

留保資金（更新投資財源）の見通し



更新投資の増大により留保資金（更新投資財源）が減少

一般会計基準外繰入金（税金）の見通し



毎年50,000千円程度を一般会計基準外繰入金（税金）に依存

一般会計繰入金について

一般会計繰入金



基準内繰入金

【繰出基準に基づき一般会計が負担・補助等する必要な経費】

- 雨水処理に要する経費
- 分流式下水道等に要する経費
- 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費
- 地方公営企業法の適用に要する経費など

基準外繰入金

【繰出基準に基づかない赤字等の補填財源】

- 建設改良事業に要する経費
- 企業債償還に要する経費
- 町の政策的に必要な経費など

下水道事業の課題と対策

課題と対策

課 題

老朽化した下水道施設の更新

- 令和9年度以降から、下水道管渠の耐用年数50年が経過することから、改築更新に係る投資費用の増大が見込まれます

基準外繰入金（税金）の削減

- 下水道事業は本来、独立採算制を採用しており、使用者負担が原則であり、下水道を使用していない人との公平性の観点から、基準外繰入金（税金）の削減が必要です

対 策

ストックマネジメント計画策定

- 令和7年度に、下水道施設全体の長寿命化に係るストックマネジメント計画を策定し、更新投資の縮減や平準化を図ります

下水道使用料の段階的な見直し

- 今回改定の使用料は令和8年度までの5年間据え置きを前提としており、令和9年度からの使用料については、社会情勢や施設更新計画、基準外繰入金（税金）の削減を踏まえながら、水道料金とあわせて適正な使用料を検討します

使用料比較表（参考資料）

道内の下水道使用料比較表（税込み）

														登別市 4,246 円											
														弟子屈町 4,235 円											
														天塩町 4,200 円		美幌町 4,950 円									
														日高町 4,193 円		栗山町 4,884 円									
														江差町 4,180 円		三笠市 4,465 円		伊達市 4,856 円							
														遠軽町 4,180 円		大空町 4,441 円		秩父別町 4,820 円							
														上砂川町 4,158 円		木古内町 4,400 円		留萌市 4,820 円							
														紋別市 4,158 円		寿都町 4,400 円		歌志内市 4,797 円							
														古平町 4,135 円		置戸町 4,358 円		妹背牛町 4,785 円							
														滝川市 4,134 円		上ノ国町 4,356 円		砂川市 4,760 円							
														苫前町 4,080 円		浦幌町 4,342 円		赤平市 4,707 円		由仁町 5,286 円					
														白糠町 4,070 円		白老町 4,341 円		月形町 4,664 円		夕張市 5,105 円					
														網走市 4,070 円		網走市 4,331 円		佐呂間町 4,510 円		美唄市 5,090 円					
														池田町 4,059 円		根室市 4,312 円		釧路市 4,509 円		芦別市 5,042 円					
														厚岸町 3,910 円		奈井江町 4,004 円		余市町 4,300 円		釧路市 4,502 円		浦臼町 5,016 円			
														真狩村 4,000 円		沼田町 4,280 円		中頓別町 4,500 円		北竜町 5,000 円					
														3,900～		4,000～		4,250～		4,500～		5,000～			
														3,899		4,249		4,499		4,999					
														3,880 円		3,740 円		3,630 円		3,590 円		3,449 円		3,399 円	
														3,870 円		3,720 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,860 円		3,720 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,850 円		3,700 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,840 円		3,690 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,830 円		3,680 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,820 円		3,670 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,810 円		3,660 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,800 円		3,650 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,790 円		3,640 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,780 円		3,630 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,770 円		3,620 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,760 円		3,610 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,750 円		3,600 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,740 円		3,590 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,730 円		3,580 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,720 円		3,570 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,710 円		3,560 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,700 円		3,550 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,690 円		3,540 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,680 円		3,530 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,670 円		3,520 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,660 円		3,510 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,650 円		3,500 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,640 円		3,490 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,630 円		3,480 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	
														3,620 円		3,470 円		3,630 円		3,577 円		3,477 円		3,417 円	

※自治体によって、税抜きで単価設定している場合と、税を含めて単価設定している場合があるため、比較表は全て税込みとなります

1市8町の料金比較表（税込み）

				鷹栖町(現行)	鷹栖町(据置)	旭川市	福祉施設	東神楽町	東川町	当麻町	比布町	美瑛町	上川町	愛別町
水道料金	家事用	基本使用料	5㎡まで					849						
			8㎡まで	1,936	1,936	1,122				2,070	2,000	1,686	2,068	2,288
			10㎡まで					1,383						
	家事用以外	超過料金	242	242	157		147	210		200	234	203.5	242	
		基本使用料	5㎡まで				849							
			8㎡まで	1,936	1,936	1,122								
			10㎡まで				1,383	3,170		2,500	3,086	2,431		
			20㎡まで										5,170	
		超過料金	～20㎡	242	242	157	132	147		210	210	234	225.5	242
			21㎡～	273	273	197								
			51㎡～	294	294	237								
	151㎡～		249											
201㎡～						211								

				鷹栖町(現行)	鷹栖町(改定)	旭川市	福祉施設	東神楽町	東川町	当麻町	比布町	美瑛町	上川町	愛別町
下水道使用料	家事用	基本使用料	7.5㎡まで						1,117					
			8㎡まで	995	1,372	1,206		880		1,020	1,000	1,152	1,144	1,210
		超過料金	～20㎡	130	171	172		110	149	130	130	146	132	176
			21㎡～							140	140			
			31㎡～							150	150			
			51㎡～							180	160			
	家事用以外	基本使用料	7.5㎡まで					1,117						
			8㎡まで	995	1,372	1,206	1,206	880		1,020	1,000	1,152		
			10㎡まで									1,430		
			20㎡まで										3,080	
		超過料金	～20㎡	130	171	172	85	110	149	130	130	146	132	220
			21㎡～	172	182	201		126		140	160			
			31㎡～			276		150		170				
			51㎡～	231	231			165		180	180			
			201㎡～			303								

※自治体によって、税抜きで単価設定している場合と、税を含めて単価設定している場合があるため、比較表は全て税込みとなります

皆さまのご意見を伺います

減免制度の必要性について

鷹栖町の家事用以外の水道料金と下水道使用料は、逦増制料金（使用水量が多くなるほど単価が高くなる仕組み）によって、大口使用者と小口使用者の負担格差が発生しています。

上下水道事業審議会の答申の付帯意見として「大口使用者と小口使用者の負担格差の緩和」を踏まえ、**公益性の高い高齢者や障がい者の社会福祉施設及び児童福祉施設の負担を軽減する制度の必要性**について意見を伺います。